平成２２年（フ）第２２３号
福島県いわき市小名浜字栄町５番地
破産者　小名浜漁業協同組合
1　決定年月日　平成24年12月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福島地方裁判所いわき支部

平成２４年（フ）第５１号
福島県いわき市常磐上湯長谷町釜ノ前172番地の11
破産者　株式会社エム・エス・ディー
1　決定年月日　平成24年12月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福島地方裁判所いわき支部

平成２３年（フ）第２３６号
愛知県丹羽郡大口町萩島１丁目118番地の１
破産者　株式会社庄村製作所
1　決定年月日　平成24年12月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第２６号
岡山県倉敷市庄新町７番４－１号
破産者　東　　憲吾
1　決定年月日　平成24年12月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１６９号
広島県尾道市因島土生町1458番地
破産者　株式会社八津川材木店
1　決定年月日　平成24年12月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
広島地方裁判所尾道支部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２３年（フ）第２１号
鹿児島県南さつま市加世田本町50番地４
破産者　上舞　勝朗
1　決定年月日　平成24年12月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２４年（フ）第１４号
鹿児島県枕崎市桜木町392番地
破産者　加治屋　昇
1　決定年月日　平成24年12月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２４年（フ）第２１１号
埼玉県幸手市中５丁目30番28号　パルコーポ102、旧住所埼玉県幸手市北２丁目３番10号
破産者　木谷　武紀
1　決定年月日　平成24年12月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１０３６号
さいたま市浦和区領家１丁目10番13号　グランコート102
破産者　高橋　通敏
1　決定年月日　平成24年12月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第３２３号
神奈川県愛甲郡愛川町中津176番地の３　メイプル末廣17　202
破産者　嶋崎　　薫
1　決定年月日　平成24年12月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第１４３２号
札幌市白石区南郷通20丁目南８番20号高木コーポ103号、開始決定時の住所札幌市清田区美しが丘２条５丁目８番７号
破産者　林　　直樹
1　決定年月日　平成24年12月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２９号
秋田市八橋大道東７番23号、前住所秋田県男鹿市北浦湯本字草木原86番地
破産者　遠藤　賢二
1　決定年月日　平成24年12月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１３０号
秋田市八橋大道東７番23号、前住所秋田県男鹿市北浦湯本字草木原86番地
破産者　遠藤　洋之
1　決定年月日　平成24年12月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５５号
川崎市高津区下作延２丁目８番34号　アスタック高津一番館　１Ａ１
破産者　丹下　利雄
1　決定年月日　平成24年12月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第４５５号
川崎市麻生区下麻生３丁目27番16号　パレーシャル麻生　Ｂ―203
破産者　小守　　誠
1　決定年月日　平成24年12月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第３６号
石川県加賀市別所町１丁目15番地１
破産者　旬菜果こと　打出　俊之
1　決定年月日　平成24年12月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２４年（フ）第２８号
長野県松本市岡田下岡田245―１コーポアサマ寿Ａ―３、開始決定時の住所長野県松本市大字島内1693番地26
破産者　坪内　　清
1　決定年月日　平成24年12月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第２０７６号
名古屋市熱田区南一番町５番28号
破産者　村田　光長
1　決定年月日　平成24年12月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部